

2024年

岐阜県のインターンシップ保険 についてのご案内

インターンシップを希望する学生^{※1}は、予め「学生教育研究災害傷害保険(学研災)」及び「学研災付帯賠償責任保険(インターン賠)」等^{※2}に加入するのが原則ですが、この保険は学校の正課とされる活動にしか適用できません。そこで岐阜県インターンシップ推進協議会では、「学研災」又は「インターン賠」等、学校で準備する保険に加入できない学生がインターンシップに参加する際の学生及び企業のリスクを保障する目的で、下記の保険をご用意しています。

岐阜県インターンシップ保険

「学研災」・「インターン賠」が適用されない学生、
あるいは生協等の個人で加入する保険に入っていない学生が対象です。

保険契約者(被保険者): 学生 保険の種類: 傷害保険・個人賠償責任保険
保険金額: 死亡・後遺障害 150万円、入院(日額)1,500円、通院(日額)900円
個人賠償責任保険 1名1事故1億円(免責金額なし)

保険会社: 東京海上日動火災保険(株) (代理店)海上商事(株)

【内容】

傷害保険: インターンシップに参加する学生等が事故に遭った場合、保険金が支払われます(24時間補償)。
個人賠償責任保険(付帯): インターンシップに参加する学生等が賠償責任を負う場合に支払われます。
受入事業所及び学校が賠償責任を負う場合は対象となりません。また、被保険者が所有・使用・管理する財物に該当する場合は対象となりません。(たとえば、学生が会社のパソコンを自宅に持ち帰り壊してしまった場合)

【基本ルール】

- ① **会員企業又は協力員**が、学研災等が適用されない学生を受け入れる場合に申し込んでください。
- ② **会員学校に在籍する学生**が、岐阜県内の事業所において実習する場合で、学研災等が適用されない場合に申し込んでください。(ただし実習先が会員企業又は協力員の場合は、その枠での受付となります)
(保険料について)基本的に岐阜県インターンシップ推進協議会が負担しますが、協議会が保険料を負担する学生数は予算上、上限があります。ただし、①において上限を超える場合は、実費を負担することで加入人数を増やすことができます。申込前にお問い合わせください。
(実習期間について)対象とする実習期間は原則(連続する)7日間まで。超過する場合はご相談ください。

【手続き方法】

- ① **会員企業又は協力員**より、「岐阜県インターンシップ保険申請書兼学生会員登録同意書」^{※3}を原則、実習開始の前日までにメールで送付してください。
- ② **会員学校に在籍する学生**本人から、当協議会 web サイトの専用フォームにて実習開始日の1週間前までにお申込みください。

※1 学生とは、大学院・大学・短大・専修/専門・高専に在籍するものをいいます。高校生は含みません。

※2 専修/専門・高専については、これらに準ずるインターンシップの保険があります。

※3 「岐阜県インターンシップ保険申請書兼学生会員登録同意書」は、当協議会 web サイト「保険について」からダウンロードできます。

※4 学生が自宅等から実習にオンライン参加する場合はこの保険の対象となりません。

ご連絡・お問合せ



岐阜県インターンシップ推進協議会

〒500-8833 岐阜市神田町 2-2 岐阜商工会議所ビル 3F
TEL 058-267-0930 FAX 058-267-0931
E-mail info@gifuken-internship.org

岐阜県インターンシップ推進協議会は、岐阜県と連携し「岐阜県経済・雇用再生戦略」における重要プロジェクト「人材確保・雇用対策」に取り組んでいます。

※「岐阜県経済・雇用再生戦略」は、県経済の回復・再生に取り組む、持続可能な県経済の発展を目指すために令和5年3月に策定されたものです。

<https://gifuken-internship.org/>